2026 年 11 月 11 日

内国アクティブ運用型ＥＴＦの商品特性及び管理会社の運用体制等に関する報告書

ファンド名
i シェアーズ　米国成長株式 キャピタル ＆ プレミアムインカム アクティブ ETF（コード：675A）

管理会社名
ブラックロック・ジャパン株式会社
代表者名 代表取締役社長　橋本　幸子
問合せ先　プロダクト・ソリューション部
ＴＥＬ．03－6703－4282

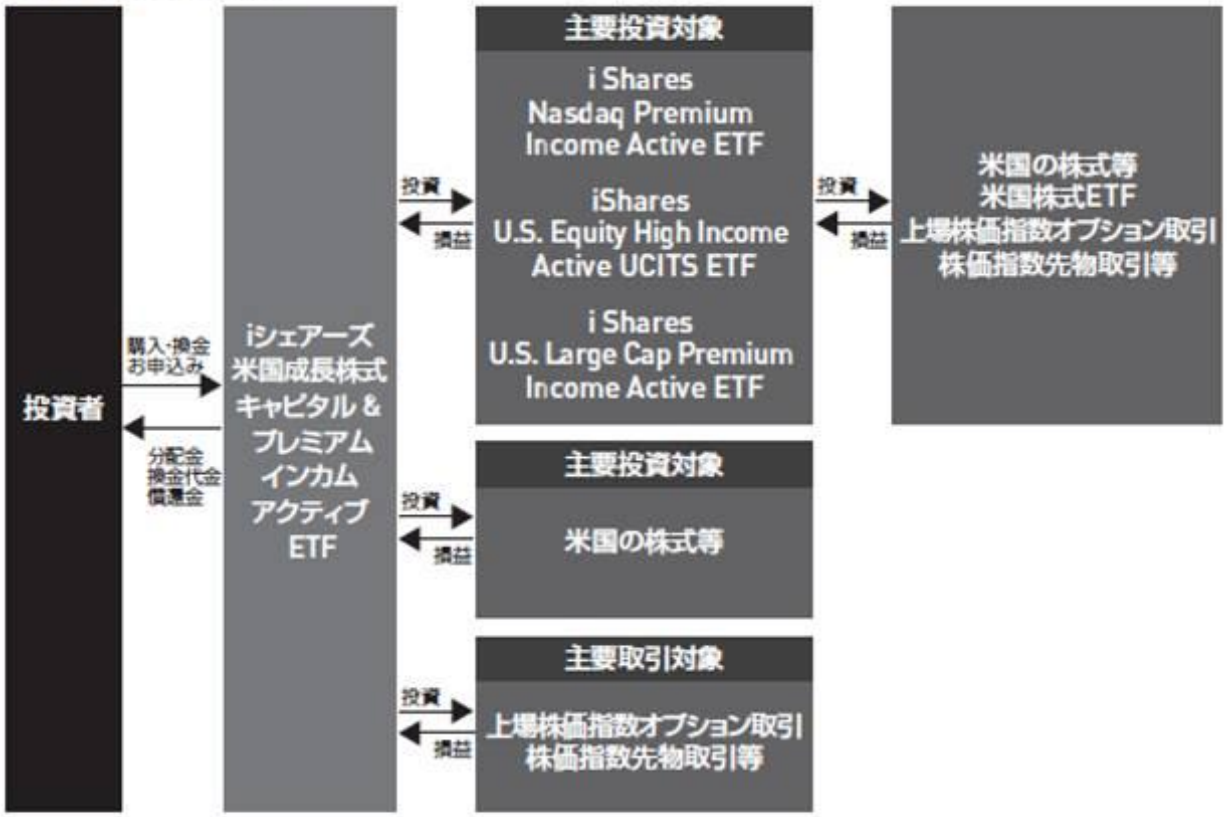
１．運用方針の概要

(1) ファンドの目的
主な投資対象を米国市場に上場する株式とし、ビッグデータ解析を用いたシステマティックな運用プロセスにより選定されます。コール・オプションの売却によって生じるプレミアムによりインカム収益を確保しながら、株価指数先物を活用することで、株価上昇局面における市場への連動性を補完します。投資にあたっては、ブラックロック・グループが運用するＥＴＦを活用します。委託会社は、投資対象有価証券の流動性および運用の効率性等を勘案し、ＥＴＦの選定、ならびに株式あるいは先物等との投資割合を決定します。同一銘柄の株式への実質投資割合を信託財産の純資産総額の 20%以内とする制限を遵守するため、運用状況に応じて、現金の保有割合を高めることで投資対象 ETF の組入比率を引き下げる場合や、投資対象 ETF を変更する場合があります。なお、外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

(2) 投資対象
ブラックロック・グループが運用する ETF を活用します。
ブラックロック・グループが運用する主に米国の株式に投資をし、コール・オプションの売却と株価指数先物を取引対象とする上場投資信託証券を主要投資対象とします。

(3) ファンドの仕組み

ファンドの仕組み



※投資対象候補のETFの選定、ならびに米国の株式等との投資割合は、委託会社の判断により適宜見直しを行います。
※主要投資対象および主要取引対象の選択および組み合わせは、効率性やコスト等を勘案のうえ、委託会社が決定します。
※本書類作成日現在ではBALQを投資対象候補としております。ただし、一の者に対する株式等エクスポージャーに係る投資制限その他の法令等への対応が必要となる場合、または当該ETFが償還もしくは上場廃止となった場合等には、BALQに代えて、または併せて、上記のその他のETFに投資を行う場合があります。

(4) 投資態度

① 米国市場に上場する株式を主な投資対象とします。ビッグデータ解析を活用したシステマティックな運用プロセスにより株式を選定します。

② コール・オプションの売却によりプレミアムによる収益の確保を図る一方、株価上昇局面における市場への連動性を補完する目的で、株価指数先物を使用します。

③ 投資にあたっては、ブラックロック・グループが運用するＥＴＦを活用します。また、委託会社の判断により、米国の株式に投資する場合があります。

④ 上場株価指数オプション取引、先物取引等を利用することがあります。

⑤ 主要投資対象及び主要取引対象の選択及び組み合わせは、効率性やコスト等を勘案のうえ、決定します。

⑥ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

⑦ ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.（BlackRock Institutional Trust Company, N.A.）に米国株式の運用、上場株価指数オプション、先物取引等の指図に関する権限の全部または一部を委託します。なお、委託者の判断で、当該運用の指図に関する委託を行なわない場合もあります。

⑧ ブラックロック･インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。

⑨ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(5) 投資制限

① 株式の投資割合には、特に制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④ 一般社団法人資産運用業協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑤ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として合計で35%以内とし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則を踏まえて当該比率以内となるよう調整を行なうものとします。

⑥ 同一銘柄の株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の20%以内とします。

※本制限を遵守するため、運用状況に応じて、現金保有割合を高めることにより投資対象候補である ETF の組入比率を引き下げる場合、または投資対象である ETF を変更する場合があります。

＜投資対象候補であるETFの概要＞

名称	iShares Nasdaq Premium Income Active ETF
ティッカー	BALQ
投資目的	信託財産の成長を目指して運用を行います。
アドバイザー	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ

名称	iShares U.S. Equity High Income Active UCITS ETF
ティッカー	INCU
投資目的	信託財産の成長を目指して運用を行います。
アドバイザー	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ

名称	iShares U.S. Large Cap Premium Income Active ETF
ティッカー	BALI
投資目的	信託財産の成長を目指して運用を行います。
アドバイザー	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ

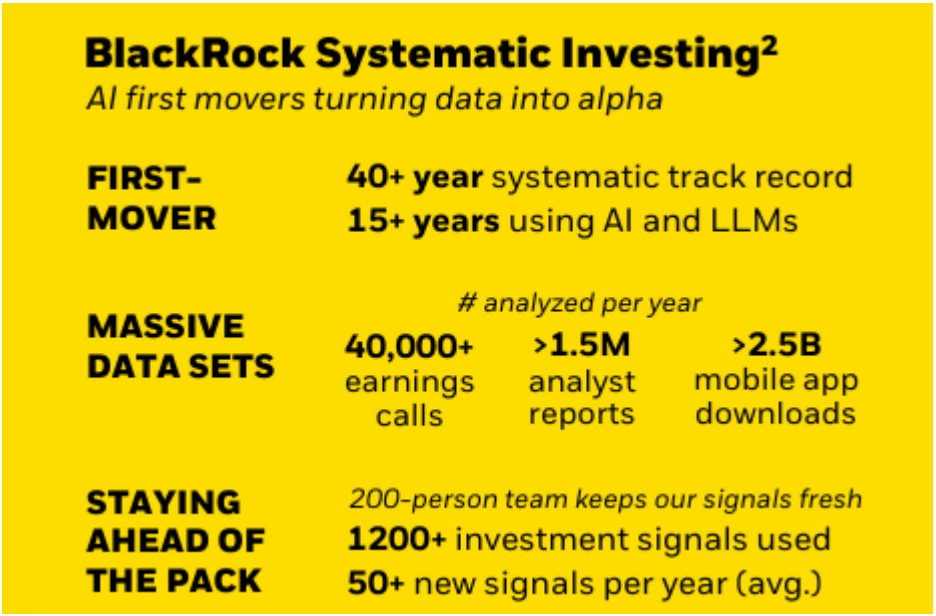
＊ブラックロック・グループが運用する上場投資信託証券を投資対象候補としております。目論見書作成現在では iShares Nasdaq Premium Income Active ETF（以下「ＢＡＬＱ」といいます。）。ただし、一の者に対する株式等エクスポージャーに係る投資制限その他の法令等への対応が必要となる場合、または当該上場投資信託証券が償還もしくは上場廃止となった場合等には、ＢＡＬＱに代えて、または併せて、上記のその他

の上場投資信託証券に投資を行う場合があります。

(6) 分配方針
年2回の毎決算時（2月9日、8月9日）に、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益の全額を分配対象額の範囲として分配を行ないます。分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

＜投資対象となる米国ETFの運用プロセス＞
ブラックロック・システマティックチームが40年ほど培ってきたデータ分析とAI技術を中核に、株式市場からの成長機会と安定的なインカム創出の両立を目指す点に特徴があります。膨大な金融データおよびオルタナティブデータを活用し、機械学習モデルによって市場環境やボラティリティ、リターン特性を継続的に分析したうえで、株式エクスポージャーを維持しながらカバード・コール戦略を組み合わせます。オプション戦略はシステマティックに構築・調整され、市場局面に応じてリスクと収益機会のバランスを最適化することを目的としています。これにより、定性的な判断に依存せず、再現性と規律を重視したプロセスを通じて、ポートフォリオのコアとして活用可能なインカム重視のアクティブ運用を実現します。

＜ブラックロック・システマティックチームによるAI活用＞（2026年6月末時点）



＜投資対象候補であるETFにおける投資制限＞
投資対象候補であるETFにおいて下記の取引は行いません。

1. 米国投資会社法で使用されている意味において、特定の業種に投資を集中させること。ただし、ファンドは情報技術関連の業種には投資を集中させます。
2. 米国投資会社法で認められている場合を除き、借入を行うこと。
3. 投資会社法に違反する範囲で優先証券を発行すること。
4. 不動産を購入または保有すること。ただし、不動産やその権益に担保されている、またはそれに連動する証券やその他の金融商品、不動産投資信託（REIT）の証券、住宅ローン関連証券、不動産事業に

従事する発行体の証券を購入・保有することは可能です。また、証券やその他の金融商品の所有の結果として不動産を保有することも可能です。

5. 他者が発行した証券の引受けを行うこと。ただし、ファンドによるポートフォリオ証券の売却が引受けと見なされる場合や、適用法により認められている場合はこの限りではありません。
6. 米国投資会社法で認められている場合を除き、商品（コモディティ）や商品契約の売買を行うこと。
7. 米国投資会社法で禁止されている範囲で貸付を行うこと。

2. 投資リスク

基準価額の変動要因

■ 株価変動リスク

株式に投資します。したがって、経済および株式市場動向または株式の発行会社の経営・財務状況等に応じて組入株式の株価および配当金が変動し、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■ 為替変動リスク

主として外貨建資産に投資します。原則として外貨建資産に対して為替ヘッジを行いません。したがって、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■ カントリー・リスク

海外の有価証券に投資します。投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、有価証券の価格が変動することがあり、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■ コール・オプションの売却に伴うリスク

当ファンドにおいては、実質的にコール・オプションの売り建てを採用しています。 オプションプレミアムの水準は、オプション売却時の株価指数水準、権利行使価格、株価指数変動率 （ボラティリティ）、満期日までの期間、金利水準、配当金額、需給等により決定されるため、変動します。 株価指数水準や株価指数変動率の変動等によりコール・オプションの評価値が変動し、損失を被る場合があります。コール・オプションの売却により、株価が上昇した場合の値上がり益が限定されるため、株式のみに投資した場合に対して投資成果が劣後する可能性があります。戦略再構築を重ねた場合、株価が下落しその後当初の水準程度まで回復しても、基準価額の回復は株価に比べて緩やかになる可能性があります。

■ 株価指数先物のリスク

株価指数先物は、指数変動および株価変動等の影響を受けて価格が変動するため、ファンドはその影響を受けます。なお、需給や当該株価指数に対する期待等により、理論上期待される水準とは大きく異なる価格となる場合があります。また、株価指数先物を買建てている場合に株価指数先物取引価格の下落による損失が発生すると、基準価額の下落要因となります。

■ 有価証券の貸付等におけるリスク

有価証券の貸付等において、取引先リスク（取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと）が生じる可能性があり、損失を被ることがあります。

■ 上場投資信託証券への投資に関する留意点

金融商品取引所等に上場している投資信託証券（上場投資信託証券）を購入あるいは売却しようとする際に、市場の急変等により流動性が低下し、購入もしくは売却が困難または不可能になる場合があります。加えて、取引価格と基準価額の乖離が広がる場合があります。

当ファンドと投資する上場投資信託証券の投資方針または投資対象は完全に一致するとは限らず、当該上場投資信託証券の投資目的が必ず達成されるという保証もありません。

また、当ファンドは特定の上場投資信託証券に集中的に投資することがあり、この場合には、当該上場投資信託証券の価格変動リスクや運営上のリスク（当該上場投資信託証券の償還や上場廃止等）の影響をほぼ直接に

受けることが想定されます。
■　集中投資に関する事項
当ファンドが投資対象候補とするETFでは、一部の投資対象に集中して投資を行うことがあります。集中投資している一部の投資対象の価格変動により損失が生じた場合は、分散投資した場合に比べて、大きな損失を被るリスクがあります。

その他の留意点
◆当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
◆上場投資信託証券への投資に関する留意点
金融商品取引所等に上場している投資信託証券（上場投資信託証券）を購入あるいは売却しようとする際に、市場の急変等により流動性が低下し、購入もしくは売却が困難または不可能になる場合があります。加えて、取引価格と基準価額の乖離が広がる場合があります。
当ファンドと投資する上場投資信託証券の投資方針または投資対象は完全に一致するとは限らず、当該上場投資信託証券の投資目的が必ず達成されるという保証もありません。
また、当ファンドは特定の上場投資信託証券に集中的に投資することがあり、この場合には、当該上場投資信託証券の価格変動リスクや運営上のリスク（当該上場投資信託証券の償還や上場廃止等）の影響をほぼ直接に受けることが想定されます。
◆購入および換金の受付の中止・取消
金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の購入および換金請求の受付を中止する場合があります。この場合、すでに受付けた受益権の購入または換金請求の取消を行う場合があります。
◆ファンドの繰上償還
設定日から１年経過の日以降に、受益権の口数が 1,250 万口を下回っている場合もしくは信託財産の純資産総額が 100 億円を下回っている場合、もしくは投資者のため有利であると認めるとき、主要な投資対象候補である上場投資信託証券が償還あるいは上場廃止されたとき、またはやむを得ない事情が発生した場合等には、信託期間の途中でも信託を終了（繰上償還）させる場合があります。設定日から３年経過の日以降において、20 営業日連続して、受益権の口数が 200 万口を下回っている、または信託財産の純資産総額が 16 億円を下回っているいずれかの場合、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。また、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合、または、対象指数が廃止された場合等は、繰上償還させます。
◆法令・税制・会計等の変更
法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があり、当ファンドの運用成果に影響を与えることがあります。当ファンドに関連する法域（当ファンド等の発行国、上場地域、販売地域もしくは投資対象地域、取引市場の属する法域、デリバティブ取引の取引契約または取引相手が属する法域他）の税法の変更は、当該法域における当ファンド等の納税申告区分に影響を与え、当ファンド等の運用成果に影響を与えます。具体的には、法令変更もしくは法令解釈の変更等により、投資収益への源泉徴収税その他の課税額の増加、当初予定された税還付が受けられなくなる、その他事情に伴い、当ファンド等の純資産価額が減少する可能性があります。
当ファンド等では、米国外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」といいます。）を遵守すべく所要の

対応が行われています。ただし、必ずしもFATCAが常に遵守されることを保証するものではなく、対応に不備等が認められた場合は、米国資産に係る投資収益に対して30%の源泉徴収税が課され、それに伴い当ファンド等が損失を被る可能性があります。

◆流動性リスクに関する事項

当ファンドが保有する資産の市場環境等の状況により、保有有価証券の流動性が低下し、投資者からの換金請求に制約がかかる等のリスク（流動性リスク）があります。当ファンドにおいて流動性リスクが顕在化すると考えられる状況は以下の通りです。

・経済全体または個別企業の業績の影響により、株価変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、株式市場動向が不安定になった場合

・投資対象とするETFの価格変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、当該ETFの上場市場の動向が不安定になった場合

※金融商品取引所等における取引の停止時、決済機能の停止時または大口の換金請求については、換金請求に制限がかかる場合があります。

◆収益分配金に関する留意点

・分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

・分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

３．想定投資者属性

本ファンドは、中長期的な資産形成を目的とし、元本割れリスクを許容できる投資家を対象としています。以下の事項を理解いただける方を想定しています。投資に当たっては、アクティブ運用型ETFの以下の点にご留意ください。

-アクティブ運用型ＥＴＦが、従来のＥＴＦとは異なり連動対象となる指標が存在しない商品であること。

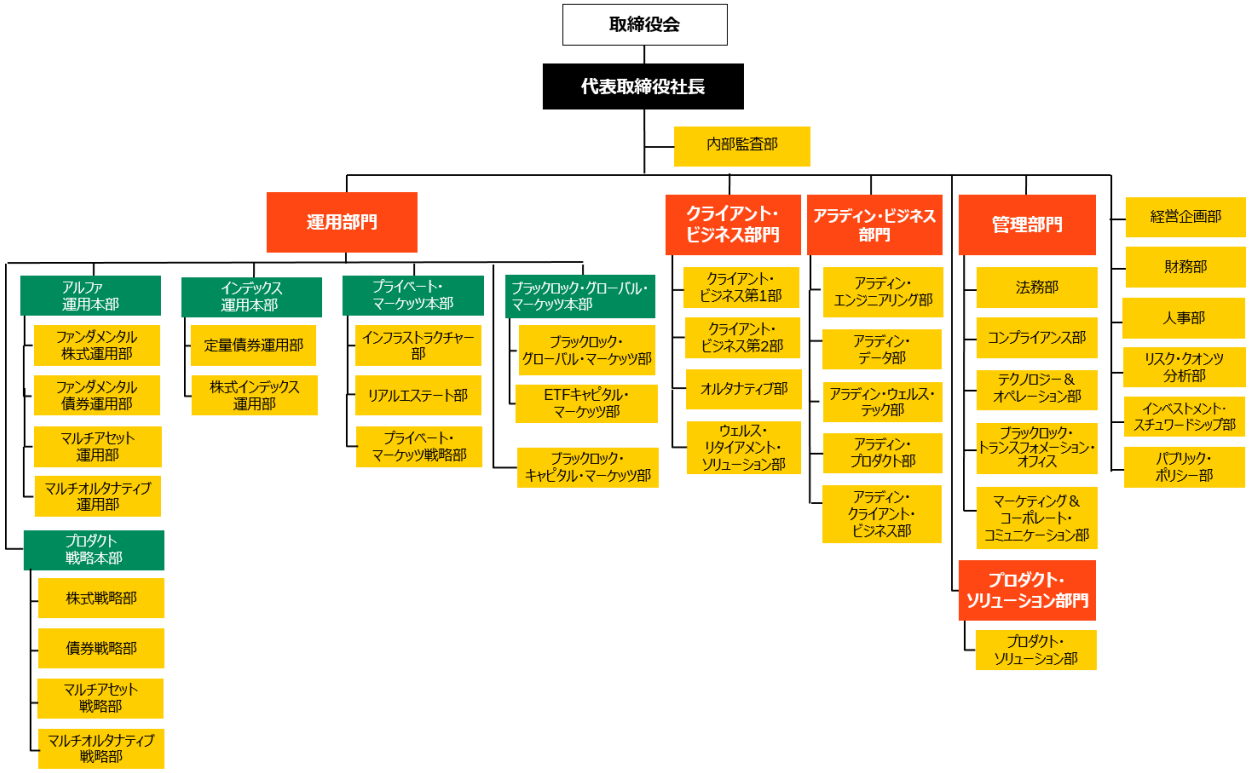
-ファンドにおける積極運用の結果、基準価額が相場全体の変動からでは説明できない動きする場合があること。

-管理会社等により日々開示されるポートフォリオ情報は、前日の基準価額算出の基礎となった情報でしかないこと。

４．管理会社の運用体制の状況

（１） 組織図及び各組織の業務の概略

（組織図）ブラックロック・ジャパン株式会社（2026年6月末時点）

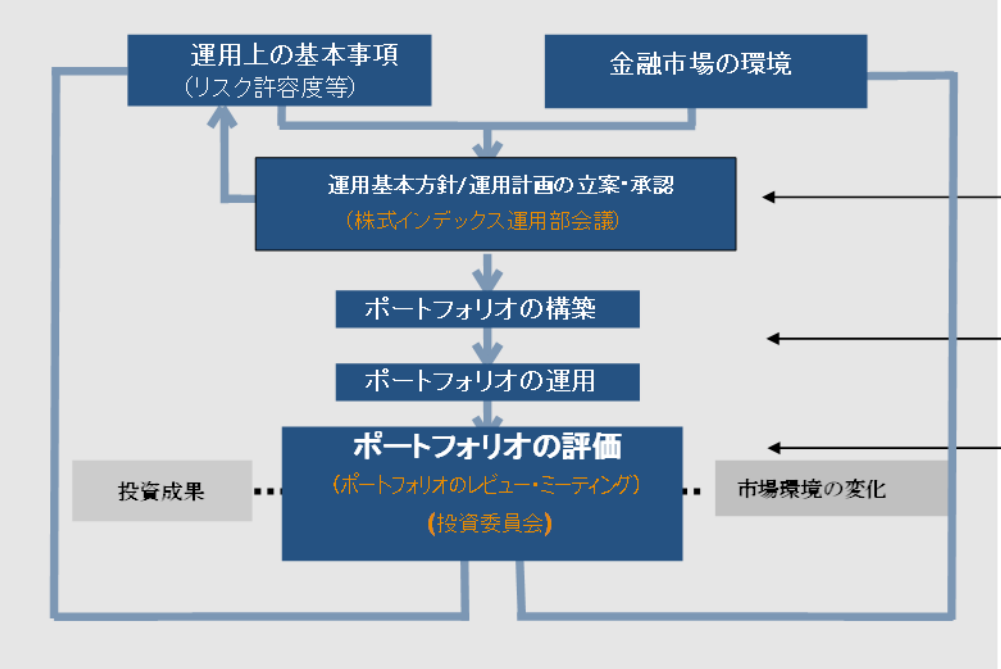


（各組織の業務概略）

日本法人であるブラックロック・ジャパンは、ブラックロック・グループの一員として、株式、債券から、オルタナティブ、ホール・ポートフォリオ（資産配分／バランス型）戦略に至るまで、お客様のニーズに合わせご提案しています。これに加え、トランジション・マネジメントや証券貸付などの運用に付随するサービス、また、アラディン・ビジネス部門を通じてのリスク・マネジメント及びアドバイザリー・サービスもグローバル統一のプラットフォーム、クオリティでご提供しています。

本 ETF は、ブラックロック・ジャパンの運用部門の株式インデックス運用部が運用を行います。ブラックロック・ジャパンの運用部門の各部は、それぞれのグルーバルの運用部門にも所属しており、グローバルの運用哲学やプロセス、リソースも最大限活用しながら、日本のお客様に最適な形で戦略およびサービスをご提供できるよう、日本法人として体制を構築しております。また、運用部門内には運用チームに加え、資産／戦略毎にプロダクト・ストラテジストを配しています。プロダクト・ストラテジストはブラックロックのグローバルのチームが運用するプロダクトも含め、日本のお客様に向けた戦略立案、運用説明や運用状況の報告、モニタリングなどを行っています。

なお、売買執行についてはブラックロックのグローバルのトレーディング部門が実施します。



	株式インデックス運用部会議	投資委員会
目的	・運用基本方針／運用計画の策定、変更 ・運用実行状況の確認、投資判断の決定	・運用戦略に関する重要事項の決議 ・リスクならびにパフォーマンスの確認
内容 ポイント	**【運用基本方針、運用計画】** • リスク許容度、運用ガイドライン、投資環境分析等を踏まえ、運用方針、運用計画を決定 • 上記の変更（終了を含む）の承認 **【投資環境、モデルの分析】** • 投資環境分析、市場分析 • 各運用戦略レビュー • 運用プロセス/運用モデルの検証 • 各運用戦略の策定 **【ポートフォリオ分析】** • 投資判断、ポートフォリオ構築方法について協議、決定	(1) 各運用チームの運用戦略に係る報告 (2) リスク及びパフォーマンスに係る報告 (3) トレーディングに関する報告 (4) 本委員会決議により設置された下部組織の報告 (5) 市場リスク、流動性リスク及びカウンターパーティ・リスクに係る報告（必要な場合に限る） (6) 投資信託の分配方針及び分配実績に係る報告 (7) その他、構成員が必要と認めた事項の報告 等
開催頻度	週次／緊急時は適宜開催	月次

（２）運用責任者等に関する説明

本 ETF の運用においては、弊社の株式インデックス運用部が投資対象となる ETF を選定します。同部は海外に展開するグローバルの株式インデックス運用部門とも、密な連携が行える体制を構築しています。

運用責任者の経験等は以下の通りです。(2026 年 6 月末時点)
運用責任者：株式インデックス運用部長
株式インデックス運用経験年数：31 年

米国株式の運用、上場株価指数オプション、先物取引等への投資については、主にブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ. の科学的アクティブ株式運用部門が担当します。同チームへの運用権限の委託は、委託会社の判断により行われます。

（3）管理会社の運用実績
当 ETF は株式インデックス運用部が運用する国内籍投資信託の実績は以下の通りです。
なお、本 ETF はアクティブ ETF であり、投資先の ETF の運用はブラックロックのグローバルの科学的アクティブ株式運用部門が実施しておりますが、一義的に、本邦で運用を担当する株式インデックス運用部が運用する国内籍投資信託（公募、私募を含む）を類似の運用と定義します。

ブラックロック・ジャパン株式会社　受託実績（2026 年 6 月末時点）
外国株式インデックス・ファンド（公募、私募、各種ベンチマークを含む）
ファンド数：24 本（ベビーファンド・ベース）
純資産総額：6,146 億円

（4）内部管理体制の整備状況
弊社では、健全な相互牽制メカニズムを確保するため、運用部門と運用管理部門を組織上も業務分掌上も明確に分離した上、その両者から独立したコンプライアンス部、および、リスク管理を専門に行うリスク・クオンツ分析部を設置し、運用及びオペレーショナル・リスク等を管理するとともに、法務部が法令遵守を管理する体制を敷いています。運用評価については、運用管理部門であるテクノロジー&オペレーション部パフォーマンス・メジャメント&アトリビューション・チームを設置、運用部門から独立した立場でパフォーマンスの測定、運用状況のモニタリングを実施、運用部門へのフィードバックを行います。また、同じくテクノロジー&オペレーション部ポートフォリオ・コンプライアンス・チームが運用部門からは独立した立場で運用ガイドラインのモニタリングを行うことで、運用リスクに係る管理機能ならびに相互チェック機能の強化を図っています（当 ETF についてはいずれも日次ベース）。
さらに、リスク管理専門部署である、リスク・クオンツ分析部が主催するポートフォリオのレビュー・ミーティング（当 ETF については月次開催）において、運用部が運用する全てのポートフォリオについてリスクの観点からのポートフォリオ・レビュー及びパフォーマンス分析が行われます。また、投資委員会（月次開催。運用部門の各本部長、コンプライアンス部長、リスク・クオンツ分析部長、内部監査部長等で構成）では、各運用チームの運用戦略に関する重要事項決議、リスク及びパフォーマンスに係る報告、その改善事項の進捗に係る報告、トレーディングに関する報告等を受け、エグゼクティブ委員会に報告を行います。

投資先 ETF はブラックロック・グループの海外の運用会社が運用を行います。ブラックロックはグループで統一的な内部管理体制の枠組みで運営しています。すなわち、リスク・クオンツ分析部門がポートフォリオのレ

ビュー・ミーティングを設け、ポートフォリオについてリスクの観点からのポートフォリオ・レビュー及びパフォーマンス分析が行います。また、テクノロジー＆オペレーション部門のポートフォリオ・コンプライアンス・グループが運用部門からは独立した立場で運用ガイドラインのモニタリングを行います。

（５）コンプライアンス体制の整備状況

弊社のコンプライアンス部は、運用部門および営業部門から独立した組織として管理部門の傘下に設置されており、コンプライアンス遵守に関する業務を推進しています。また、ブラックロック・グループのグローバルなコンプライアンス体制の一翼も担っています。コンプライアンス部は、弊社の業務が法令や社内規則等を遵守し、適正に運営されているかを継続的にモニタリングし、法令違反や不適切な行為の未然防止に努めています。

投資先 ETF は、ブラックロック・グループの海外の運用会社が運用を行います。

弊社を含むブラックロック・グループでは包括的なコンプライアンス態勢を構築しています。グローバル・レベルで法令遵守に対する枠組みを構築し、さまざまな方針と手続き書を策定しています。各国規制当局の規制に基づき独自に定める部分を除いては、原則としてグローバル共通の業務運営がなされています。また、年次で目的を絞った見直しを全社的に行い、現状のコンプライアンス体制、採用されている統制が効果的に機能しているか確認を行います。また、リーガル・コンプライアンス部門、外部弁護士、監査法人、規制当局等による定期的な検査の際にさまざまな観点からの評価が実施されています。

リーガル＆コンプライアンス部門には専任のプロフェッショナルを配され、コンプライアンス部門グローバル責任者は、ブラックロックにおける法令の遵守状況を監視する責務を負います。同責任者は、ゼネラル・カウンセルおよびチーフ・リーガル・オフィサーにレポートします。ゼネラル・カウンセルおよびチーフ・リーガル・オフィサーは、リーガル＆コンプライアンス部門を統括し、ブラックロック全体のあらゆる法務・規制の遵守について責任を担っています。ブラックロックではコンプライアンス・マニュアルと方針と手続きに基づき、業務活動を行う上で適用される法令・規制を遵守に努めています。

ブラックロックは公開企業であることに加え、資産運用業務を行っていることから、厳しい規制下で業務を行っております。役職員に対しても、規定を理解し遵守すること、プロフェッショナルとしての高い倫理観と徹底したプロフェッショナリズムに基づき業務活動を実施することを課しています。

5．ポートフォリオ情報の提供方法

本 ETF のポートフォリオ情報について、日々売買立会開始前までに確定した内容を提供します。当該情報の提供媒体と URL は下記の通りです。

管理会社ウェブサイト当該情報

https://www.blackrock.com/jp/individual/ja/products/354515/

株式会社日本取引所グループウェブサイト

https://www.jpx.co.jp/equities/products/etfs/inav/index.html

６．信託報酬額の決定理由

該当なし

７．上記の他、取引所市場における投資判断に資する情報

該当なし

以上

内国アクティブ運用型ＥＴＦの商品特性及び管理会社の運用体制等に関する報告書（別紙）

１．金融商品の目的･機能

米国株式市場からの成長機会を取り込みつつ、オプション戦略を活用したインカム創出を目的として、ブラックロック・システマティックチームのデータ分析および AI 技術に基づき運用されるアクティブ運用型 ETF です。膨大な金融データや市場環境の変化をシステマティックに分析し、株式エクスポージャー、カバード・コール戦略、指数先物を組み合わせることで、リスクとリターンのバランスを考慮した運用を行います。

２．損失が生じるリスクの内容

基準価額の変動要因

■　株価変動リスク

株式に投資します。したがって、経済および株式市場動向または株式の発行会社の経営・財務状況等に応じて組入株式の株価および配当金が変動し、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■　為替変動リスク

主として外貨建資産に投資します。原則として外貨建資産に対して為替ヘッジを行いません。したがって、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■　カントリー・リスク

海外の有価証券に投資します。投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、有価証券の価格が変動することがあり、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■　コール・オプションの売却に伴うリスク

当ファンドにおいては、実質的にコール・オプションの売り建てを採用しています。 オプションプレミアムの水準は、オプション売却時の株価指数水準、権利行使価格、株価指数変動率 （ボラティリティ）、満期日までの期間、金利水準、配当金額、需給等により決定されるため、変動します。 株価指数水準や株価指数変動率の変動等によりコール・オプションの評価値が変動し、損失を被る場合があります。コール・オプションの売却により、株価が上昇した場合の値上がり益が限定されるため、株式のみに投資した場合に対して投資成果が劣後する可能性があります。戦略再構築を重ねた場合、株価が下落しその後当初の水準程度まで回復しても、基準価額の回復は株価に比べて緩やかになる可能性があります。

■　株価指数先物のリスク

株価指数先物は、指数変動および株価変動等の影響を受けて価格が変動するため、ファンドはその影響を受けます。なお、需給や当該株価指数に対する期待等により、理論上期待される水準とは大きく異なる価格となる場合があります。また、株価指数先物を買建てている場合に株価指数先物取引価格の下落による損失が発生すると、基準価額の下落要因となります。

■　有価証券の貸付等におけるリスク

有価証券の貸付等において、取引先リスク（取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと）が生じる可能性があり、損失を被ることがあります。

■　上場投資信託証券への投資に関する留意点

金融商品取引所等に上場している投資信託証券（上場投資信託証券）を購入あるいは売却しようとする際に、市場の急変等により流動性が低下し、購入もしくは売却が困難または不可能になる場合があります。加えて、取引価格と基準価額の乖離が広がる場合があります。

当ファンドと投資する上場投資信託証券の投資方針または投資対象は完全に一致するとは限らず、当該上場投資信託証券の投資目的が必ず達成されるという保証もありません。

また、当ファンドは特定の上場投資信託証券に集中的に投資することがあり、この場合には、当該上場投資信

託証券の価格変動リスクや運営上のリスク（当該上場投資信託証券の償還や上場廃止等）の影響をほぼ直接に受けることが想定されます。

■　集中投資に関する事項

当ファンドが投資対象候補とするETFでは、一部の投資対象に集中して投資を行うことがあります。集中投資している一部の投資対象の価格変動により損失が生じた場合は、分散投資した場合に比べて、大きな損失を被るリスクがあります。

その他の留意点

◆当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

◆上場投資信託証券への投資に関する留意点

金融商品取引所等に上場している投資信託証券（上場投資信託証券）を購入あるいは売却しようとする際に、市場の急変等により流動性が低下し、購入もしくは売却が困難または不可能になる場合があります。加えて、取引価格と基準価額の乖離が広がる場合があります。

当ファンドと投資する上場投資信託証券の投資方針または投資対象は完全に一致するとは限らず、当該上場投資信託証券の投資目的が必ず達成されるという保証もありません。

また、当ファンドは特定の上場投資信託証券に集中的に投資することがあり、この場合には、当該上場投資信託証券の価格変動リスクや運営上のリスク（当該上場投資信託証券の償還や上場廃止等）の影響をほぼ直接に受けることが想定されます。

◆購入および換金の受付の中止・取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の購入および換金請求の受付を中止する場合があります。この場合、すでに受付けた受益権の購入または換金請求の取消を行う場合があります。

◆ファンドの繰上償還

設定日から１年経過の日以降に、受益権の口数が 1,250 万口を下回っている場合もしくは信託財産の純資産総額が 100 億円を下回っている場合、もしくは投資者のため有利であると認めるとき、主要な投資対象候補である上場投資信託証券が償還あるいは上場廃止されたとき、またはやむを得ない事情が発生した場合等には、信託期間の途中でも信託を終了（繰上償還）させる場合があります。設定日から３年経過の日以降において、20 営業日連続して、受益権の口数が 200 万口を下回っている、または信託財産の純資産総額が 16 億円を下回っているいずれかの場合、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。また、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合、または、対象指数が廃止された場合等は、繰上償還させます。

◆法令・税制・会計等の変更

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があり、当ファンドの運用成果に影響を与えることがあります。当ファンドに関連する法域（当ファンド等の発行国、上場地域、販売地域もしくは投資対象地域、取引市場の属する法域、デリバティブ取引の取引契約または取引相手が属する法域他）の税法の変更は、当該法域における当ファンド等の納税申告区分に影響を与え、当ファンド等の運用成果に影響を与えます。具体的には、法令変更もしくは法令解釈の変更等により、投資収益への源泉徴収税その他の課税額の増加、当初予定された税還付が受けられなくなる、その他事情に伴い、当ファンド等の純資産価額が減少する可能性があります。

当ファンド等では、米国外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」といいます。）を遵守すべく所要の

対応が行われています。ただし、必ずしもFATCAが常に遵守されることを保証するものではなく、対応に不備等が認められた場合は、米国資産に係る投資収益に対して30%の源泉徴収税が課され、それに伴い当ファンド等が損失を被る可能性があります。

◆流動性リスクに関する事項

当ファンドが保有する資産の市場環境等の状況により、保有有価証券の流動性が低下し、投資者からの換金請求に制約がかかる等のリスク（流動性リスク）があります。当ファンドにおいて流動性リスクが顕在化すると考えられる状況は以下の通りです。

・経済全体または個別企業の業績の影響により、株価変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、株式市場動向が不安定になった場合

・投資対象とするETFの価格変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、当該ETFの上場市場の動向が不安定になった場合

※金融商品取引所等における取引の停止時、決済機能の停止時または大口の換金請求については、換金請求に制限がかかる場合があります。

◆収益分配金に関する留意点

・分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

・分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

３．管理会社が想定する購入層

本ファンドは、中長期的な資産形成を目的とし、元本割れリスクを許容できる投資家を対象としています。以下の事項を理解いただける方を想定しています。

-アクティブ運用型ＥＴＦが、従来のＥＴＦとは異なり、連動対象となる指標が存在しない商品であること

-ファンドにおける積極運用の結果、基準価額が相場全体の変動からでは説明できない動きする場合があること

-管理会社等により日々開示されるポートフォリオ情報は、前日の基準価額算出の基礎となった情報でしかなく、当該情報から算出される一口当たり推定純資産額（インディカティブＮＡＶ）については、ＥＴＦの適正価格に常に一致するというわけではないこと。

４．顧客利益最優先の運用会社のガバナンスの確保、プロダクトガバナンスの確保

＜顧客本位の業務運営に関する取組み、利益相反にかかる取組み＞

ブラックロックはグローバルに展開する独立系の運用会社であり、ブラックロック・ジャパンはその日本法人です。独立系の運用会社であることにより多くの利益相反の可能性を排除し、かつ自社の為の投資を行わないという方針を堅持し、投資活動は全てお客様のために行います。

弊社では「より多くの方々が豊かな生活を送ることができるようサポートする」というブラックロックのパーパスの実現に向けて、5つの行動原則を設定しています。加えて、お客様の利益を第一に行動するよう、弊社は、グループ企業の役職員全てが従うべき具体的な行動規範（Code of Business Conduct and Ethics）を

制定しています。プロダクトガバナンスを含めた弊社の取組やその結果については、金融庁が策定した「顧客本位の業務運営に関する原則」に従い、「お客様本位の業務運営に関する方針」および「補充原則に関する方針」を策定し、取組み状況およびKPIとして毎年開示しております。

詳細は以下ウェブサイトでご覧いただけます。
お客様本位の業務運営に関する方針と取組
https://www.blackrock.com/jp/individual/ja/about-us/corporate-information/fiduciary-duty
利益相反取引の管理に関する方針
https://www.blackrock.com/jp/individual/ja/about-us/important-information/conflict-of-interests

また、お客様本位の業務運営を実現するためにはグローバル・コーディネーションとローカル・ガバナンスの両翼が必須であり、適切なローカル・ガバナンスを実現するためには経営陣の構成が極めて重要です。そのため、当社では外資系金融機関におけるローカル・ガバナンスのあり方を十分に理解している人材を経営陣に選任しています。

（検証体制）
弊社では、健全な相互牽制メカニズムを確保するため、運用部門と運用管理部門を組織上も業務分掌上も明確に分離した上、その両者から独立したコンプライアンス部、および、リスク管理を専門に行うリスク・クオンツ分析部を設置し、運用及びオペレーショナル・リスク等を管理するとともに、法務部が法令遵守を管理する体制を敷いています。運用評価については、運用管理部門であるテクノロジー&オペレーション部パフォーマンス・メジャメント&アトリビューション・チームを設置、運用部門から独立した立場でパフォーマンスの測定、運用状況のモニタリングを実施、運用部門へのフィードバックを行います。また、同じくテクノロジー&オペレーション部ポートフォリオ・コンプライアンス・チームが運用部門からは独立した立場で運用ガイドラインのモニタリングを行うことで、運用リスクに係る管理機能ならびに相互チェック機能の強化を図っています。さらに、リスク管理専門部署である、リスク・クオンツ分析部（RQA）が主催するポートフォリオのレビュー・ミーティングにおいて、運用部が運用する全てのポートフォリオについてリスクの観点からのポートフォリオ・レビュー及びパフォーマンス分析が行われます。また、月次開催の投資委員会において、ポートフォリオのレビュー・ミーティングからの上申事項や主なポートフォリオの運用状況に関する確認が実施されます。